

一般社団法人中国しろあり対策協会

会員及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人中国しろあり対策協会（以下「本会」という。）定款第8条及び第9条の規定に基づき、本会の入会、入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会規定)

第2条 入会規定は公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「全国協会」という。）の入会規定に準じ、次の通りとする。

会員として入会しようとする者は、以下の適格基準に該当するものでなければならぬ。

(1) 登録施工業者会員

ア 防除施工を行う事業所毎に、専任のしろあり防除施工管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該事業所を管轄する県毎に事業所の登録を行う。ただし、管理責任者はしろあり防除施工士（以下「防除士」という。）の資格を有する者とする。

イ 本会において防除施工を行う事業所として登録された事業所（以下、「登録事業所」という。）の現場に携わる技術者、技能者2名につき1名の防除士を置く。

ウ 登録事業所毎に法令に定めるところによる危険物取扱者及び有機溶剤作業主任等を置く。ただし、法令の定めに該当する薬剤を使用しない、あるいは使用しても指定数量に該当しない限りにおいて、有資格者の設置の必要はない。

エ 登録事業所の薬剤を貯蔵する施設（以下「貯蔵庫」という。）は、消防法に定める危険物である第4類灯油（油溶性薬剤）を指定数量以上の貯蔵や指定数量の1/5以上の保管をしない限りにおいて、消防法に定める貯蔵倉庫や少量危険物貯蔵所の設置の必要性はない。

オ 登録事業所の機材格納施設は面積3.3m²（1坪）以上であること。

カ 登録事業所において、防除作業に用いる機材器具は専用のものを使用していること。

キ 防除施工中の事故に備えるために、登録事業所において賠償責任保険に加入していること。

ク 登録事業所において、労働災害保険に加入していること。

ケ 登録事業所の所在する地域の連携団体（以下「県・地区協会」という。）に加入していること。ただし、所在地を管轄する県・地区協会がない地域においては、この限りではない。

(2) 個人会員

本会が定める適格基準による。

(3) 賛助会員

本会が定める適格基準による。但し、総会議決権は有さない。

2. 次の各号の一に該当する者（法人にあっては業務を行う役員を含む）は会員となることができない。

（一）後見開始又は保佐開始の審判を受けた者又は当該審判の取消があったときから2年を経過していない者。

- (二) 禁固以上の刑に処せられた者又は当該刑の執行が終わったときから2年を経過していない者。
- (三) 過去2年以内に消費者と重大なトラブルを起こしている者。
- (四) 本会が審査した結果、非倫理的行為又は反社会的行為を行う又は行うおそれがあると認められるもの等、社会通念に照らして好ましくないと判断したとき。ただし、会員とすることができない相当な理由を付さなければならぬ。
- (五) 本会を除名され、満2年を経過しない者。

(所属地域以外の営業)

第3条 事業所が所属する各県・地区協会の地域以外で事業活動を行う場合は、当該地区を管轄する県・地区協会に加入しなければならない。

(入会)

第4条 本会の会員になろうとする者は、各県・地区協会会長の推薦状を添えて所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2. 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。
- 3. 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。
- 4. 前3項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が総会に推薦し、総会で承認され、かつ本人が入会を承諾することにより成立する。
- 5. 名誉会員については、入会金及び会費の支払いを要しない。
- 6. 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2. 定款第13条の規定により、会費請求後2年を経過しても未納会費があるとき、その他定款で定める場合には、当該会員は退会したものとみなす。
- 3. 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(入会金)

第6条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

① 正会員	登録施工業者会員	100,000円
	個人会員	5,000円
② 賛助会員		20,000円

(年会費)

第7条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

① 正会員	登録施工業者会員	60,000円
	個人会員	7,000円
② 賛助会員		15,000円

- 2. 事業年度の中途で入会した会員のその事業年度の会費は月割とせず、前項に定める年額を納めるものとする。
- 3. 第1項の会費は、前納とする。ただし、事情により2回に分割して納入することができる。

(慶弔)

第8条 慶弔に関する規定は、この規程の定めるところによる。

(弔事について)

関係者	香典	弔電	供花料
会長・名誉会員	¥50,000	打	盛花
会社代表者	¥20,000	打	¥10,000
理事	¥20,000	打	¥10,000
個人会員	¥10,000	打	¥5,000
尊属一親等	¥10,000	打	¥5,000
官庁関係		打	
連携団体関係	他地区協会と同額	打	

※ただし、関係者は重複しない。

※弔電はすべて会長名にて打電する。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 本会における会員の資格喪失の規定は、全国協会の規定によるものとする。